

新規申請について

1 介護保険サービス事業者等の指定申請の申請期間等について

(1) 受付期間

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月1日です。

申請受付期間は、原則として、指定日（事業開始日）の前々月の21日（土曜日・日曜日・祝日の場合、翌開庁日）から前月の10日（土曜日・日曜日・祝日の場合、前開庁日）までの期間とします。（土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

申請受付の予約は原則、指定日の前々月の15日（休日の場合、前開庁日）までに行ってください。

（例）8月1日指定の場合

申請の予約締切日 6月15日

申請受付期間 6月21日から7月10日まで

【お願い】

- ※ 原則として、申請書類の補正期間を確保するため、初回の来庁は事業開始日の前々月までにお願ひします。
- ※ 原則として、上記の申請期間以外は、指定申請の受付等はいりません。
- ※ 表に掲げる申請受付期間等については、変更となる場合があります。
- ※ 申請については、**予約制**としていりますので「申請予約締切日」までに、必ず**電話で予約**してください。
- ※ 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第1号通所事業、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業については、指定対象となる施設の計画時点（着工前）に必ず事前協議を行ってください。
（次項、「事前協議が必要な介護保険サービス事業者等について」を参照）

(2) 申請

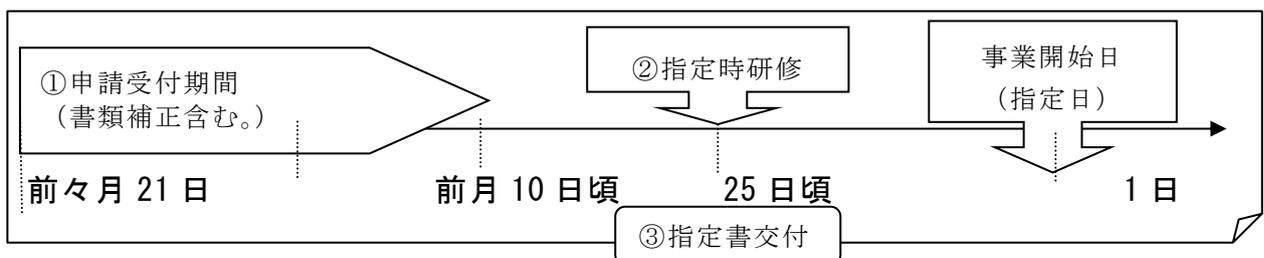
指定を受けるに当たっては、**申請受付期間内に**申請書を提出し、**審査及び受理が完了**することが必要です。書類等に不備があり、補正が完了しないものについては審査を完了できません。

介護保険法等による基準を満たすことのほか、建築基準法、都市計画法、消防法、その他、事業を行うについて順守すべき関係法令、条例等に適合していることが前提となります。必ず事前に確認をしてください。

(3) 指定事業者の決定

審査の結果、要件を満たすものについて指定事業者として決定します。

(4) 申請から決定までの流れ



2 事前協議が必要な介護保険サービス事業者等について

事業を行おうとする建物が、市条例で定める設備基準に適合しているかどうかを確認さ

せていただくために事前協議を行っています。新築、改修等の工事の前に、事前協議が終了していることが必要です。

(1) 事前協議が必要なサービス

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第1号通所事業、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

(2) 事前協議から指定までの流れ

①事前協議予約



②事前協議

↓※ 事前協議終了後、建築・改修を行ってください。

③施設建築・改修

↓※ 指定申請までに終了する必要があります。

④申請予約 (受付期間参照)



⑤介護保険法による指定申請

※ 建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。



⑥指定・研修 (25日頃)



⑦事業開始 (1日)

※ 老人福祉法による設置届出

介護保険法による通所介護、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を単独で実施する場合は、老人福祉法第15条第2項に規定する「老人デイサービスセンター等の設置届」の届出が必要となります。

介護老人福祉施設等の施設を共用する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護や老人福祉センター等のほかの用途に利用されている施設を利用する通所介護を実施する場合は、老人福祉法第14条に規定する「老人居宅生活支援事業開始届」の届出が必要となります。

なお、届出につきましては、新規指定申請時に同時に提出していただきます。

3 書類作成の留意事項について

【記入例】

添付書類については、A4サイズ（日本工業規格A列4番）とし、片面のみを使用してください。枚数があるものは、袋綴じや糊付けは行わず、ホッチキス等によりまとめてください。

※ 登記事項証明書等原本の添付が必要なものはこの限りではありません。

A4サイズより大きなものは、A4に縮小してサイズを合わせてください。ただし、縮小により内容が判別できないものは、等倍又は拡大してA3サイズとしてください。

添付書類中、「写し」となっている書類については、**申請者の代表者名で原本証明**を行ってください。

※ この場合は、表面の余白に証明を行い、裏面は使用しないでください。

